

# 博士学位申請論文審査報告書

申請者：鈴木(浅川)あや子氏

論文題目：中ソ比較経済改革史序説：鄧小平とゴルバチョフの時代

## 1. 論文の意義と構成

鄧小平及びミハイル・ゴルバチョフという歴史的にも稀有な政治家の下で、中央集権的計画経済体制の弊害と沈滯を克服すべく、社会主义の枠組みは維持しつつも、国民経済の抜本的な構造改革を実行した中国及びソビエト社会主义共和国連邦(ソ連)は、経済史的にも大いに注目すべき社会実験を断行したといえよう。しかも、これら2か国といわゆる「体制内改革」は、相互に類似的であったにも係らず、一方の中国は、その後の本格的な市場経済化の素地を生み出したのに対して、他方のソ連は、国家の崩壊をも招いてしまったという意味で、実に対照的な結果をもたらしたから、両国の経験は、比較経済史という観点から、極めて興味深い研究材料となっているのは疑問の余地が無い。

しかしながら、これまでの所、経済学者の関心は、その後の市場経済システムを標榜した中国及び旧ソ連諸国の体制転換プロセスに向けられてしまい、この結果、不当にも、中ソの体制内改革は等閑に付されているのが実情である。中国語と露語のいずれにも精通する鈴木(浅川)あや子氏がこの度提出した学位請求論文「中ソ比較経済改革史序説：鄧小平とゴルバチョフの時代」は、1980年代半ばから90年代初頭の期間における両国の体制内改革を、優れて統一的な視点から比較・検討することを通じて、この学問的空隙を解消しようとする試みであり、その学術的意義は高い。

本論文は、下記の通り、中ソ経済改革史の概観を踏まえて鈴木氏の問題関心を披露した序章及び本稿全体の結論と今後検討すべき研究課題を論じた終章を含む2部6章構成となっている。

序章 中ソ経済改革史概観と問題意識

第I部 中国からみたソ連、ソ連からみた中国

第1章 中国からみたゴルバチョフ改革

第2章 ソ連からみた鄧小平の経済改革

第II部 体制内改革の比較分析：ソ連国家発注制度对中国経営請負責任制

第3章 ソ連ゴルバチョフ時代の国家発注制度

第4章 中国鄧小平時代の経営請負責任制

終章 結論と今後の課題

## 2. 各章の概要

そこで本節では、本論文の主要研究成果を収めた第1章から第4章の内容を、順次検討する。

第I部「中国からみたソ連、ソ連からみた中国」は、中ソの研究者及び知識人が、相手国の改革状況をいかに観察し、理解し、そして評価したのかを、中露文献の幅広い涉獵を介して検討した論考2篇で構成されており、両国の言語に等しく通じた鈴木氏ならではのユニークな研究となっている。

その第1章「中国からみたゴルバチョフ改革」では、ゴルバチョフ政権下の経済・政治体制改革に関する中国人研究者・知識人の見解が検討の俎上に載せられている。同章では、ソ連経済の再建を目指して実施された加速化発展戦略とこれを継承したペレストロイカ政策及び政治体制改革に関するゴルバチョフ理論とソ連が陥った政治・経済危機に対して、中国人研究者や知識人が全体として極めて厳しい評価を下していることが、明らかにされる。即ち、鈴木氏の言を借りれば、「ゴルバチョフ改革において、ソ連が政治の民主化、情報公開(グラスノスチ)を進めて共産党の一党支配まで放棄したことは、中国共産党の一党支配の根拠を揺るがしかねず、中国としては容認しがたい歴史的事実である」ことが、この結果から容易に推察されるのである。同時に本章において、鈴木氏は、中国人研究者・知識人の間に生じたゴルバチョフ改革に対する見解の相違性にも注目し、各論者の論争姿勢を、市場経済化に対する賛成の程度を縦軸、改革失敗の要因を伝統的体制に見る度合いを横軸とする二次元空間に配置することにより、鮮やかに描き出している(図1.1)。この点にも、本章の新規性を感じる。

続く第2章「ソ連からみた鄧小平の経済改革」では、第1章とは分析視角が逆転し、

中国鄧小平改革に対するソ連人研究者及び知識人の見方が考察されている。本章では、社会主義経済の有り方に関する中国共産党の理論的見解である「社会主義商品経済論」、「社会主義初級段階論」、並びに「国家が市場をコントロールし、市場が企業を導く」スローガンや、経済改革の負の側面や天安門事件に対するソ連人研究者・知識人の評価が、その時系列的な変化も含めて詳らかに解説されている。第1章と同様に、本章においても、鈴木氏は、鄧小平改革に対する各論文の主張態度を、否定的・中立的・肯定的意見の3カテゴリーに敢えて分類し、それらを時間軸に沿って配置することで、主張態度と時間経過に関する相関関係を検証するという体系的レビュー的な分析を行っており、その接近法は極めて興味深い。また、鈴木氏の「1980年代半ばから92年頃までのソ連人研究者らの鄧小平改革に対する評価は、ある意味ソ連自身を映し出す鏡の役割を果たすものであり、中国の改革というプリズムを通してソ連の改革議論の一端をうかがい知ることもできる。またソ連の研究者らによって指摘された中国の経済改革における問題点の多くは、ソ連のゴルバチョフ改革の際にも見られた現象である。中国の経済体制改革の問題を指摘しつつ、ソ連の経済体制改革の問題を暗に論じていたとも考えられるのである」という指摘は、本章の検討結果に即して大変説得的である。

本論文後半部分を構成する第II部「体制内改革の比較分析：ソ連国家発注制度对中国経営請負責任制」では、中ソ体制内改革の実情をより具体的に把握すべく、国有企業への経営自主権譲渡を目指した両国の改革措置として、ソ連国家発注制と中国経営請負責任制の比較分析が行われている。

まず、第3章「ソ連ゴルバチョフ時代の国家発注制度」では、ソ連計画経済体制の根幹をなしていた資材・機械補給システムを、卸売商業制へ移行させるための改革措置である国家発注制が仔細に分析されている。国家発注制は、「生産財の割当て配分をなくし、国家と企業が国家発注によって「契約」という結びつきに変わることによって、商品を自由に売買できる市場」の創出を目的とするものであるが、同章において、鈴木氏は、改革措置の制度的枠組や実施状況及び国家発注制に内在する問題点や、資材・機械補給制度、価格形成制度、利潤分配制度との制度補完上の問題点の検討を通じて、国家発注制がゴルバチョフ改革に果たした役割の総合的な評価を試みている。

この結果として、鈴木氏は、国有企業法の制定と共に新規導入された国家発注制は、制度設計に内在的な欠陥があり、このため、同制度の実施は様々な問題を惹起したため、ソ連政府の当初予想とは裏腹に、国家発注の規模はなかなか縮小しなかったこと、また

更に、この結果、企業の自主性の大幅な拡大も実現しなかったことを、様々な資料や文献に基づいて極めて堅実に論証している。

次の第4章「中国鄧小平時代の経営請負責任制」では、「中央集権的計画経済という経済システムの大枠を維持しつつ、国家と企業が経営裁量権について契約を締結することによって、企業経営の効率化と経営者・従業員らのインセンティブ向上を図る」改革措置として中国政府が導入した「経営請負責任制」(請負制)が、ソ連国家発注制の対比的研究対象として取り上げられている。本章において、鈴木氏は、請負制の制度的枠組や実施状況の検討に始まり、請負制に関する先行研究のレビュー、並びに鈴木氏自身の現地インタビュー調査に基づく請負制の政策成果の評価を順次行っている。その結果を踏まえて、鈴木氏は、ソ連とは対照的に、中国請負制の運用はおおむね良好であり、企業経営視野の短期化やインサイダー・コントロール等の問題を引き起こしてはいるものの、中国市民の行動様式や就労意識を変革し、社会全体に「市場概念」を植え付けたという点で、注目すべき社会的影響をもたらしたと指摘している。また、請負制に対する国民の支持や行動様式・就労意識の変革を介して、請負制を中心とする中国の国有企业改革は、国有企业の経営効率や生産性を改善した可能性が高いとも述べている。同時に鈴木氏は、第3章と本章の考察結果に基づいて、(1)社会主义の完成度、(2)請負制と国家発注制開始時の中国とソ連の経済状況及び経済構造の違い、(3)企業分権化の度合い及び(4)請負制や国家発注制を支える補完的制度改革である価格改革、流通制度改革、利潤分配改革の進捗度という4つの要因の中でも、とりわけ第4の要素は、中ソ体制内改革の成果に著しい格差を生じせしめた最も注目すべき要因であるとの主張も行っている。中ソ比較経済改革史の視点に立った大変重要な政策含意であろう。

### 3. 全体的評価

前節にその概要を述べた4篇の研究成果は、第1章が『中国研究論叢』、第2章と第4章が『比較経済研究』、残る第3章が『ロシア史研究』に、それぞれ単著論文として既に発表済みであり、更に、『比較経済研究』及び『ロシア史研究』掲載論文は、この分野の専門家による査読審査を経ており、その研究水準が一定のレベルに到達していることの客観的な証左となっているが、我々の審査においても、本論文は、中ソ両国の社会主义体制内改革を理解する上で、大変示唆に富む研究成果を含んでいることが、改め

て確認された。

平成 26 年 3 月 31 日に実施した口述試問では、我々審査員より、合計 30 点以上の改定要求が出されたが、それらは、各章の結論を支える論旨の補強や幾分不明瞭な諸点の解消を求めるものであり、本論文に大きな欠陥があることを指摘するものではなかった。また、口述試問後、鈴木氏は、2か月ほどの期間をかけて、これら改定要求一つ一つに適切な対応を行い、この結果、我々審査員は、本論文の完成度がより一層高まったことを確認した。

中国及びソ連という二大国の経済史的比較は、たとえその研究対象時期を 1980 年代半ばから 90 年代初頭に限ったとしても、本稿に収められた 4 点の論文を以て十全に語りつくされるものではない。鈴木氏が本論文で明示的に取り上げたソ連国家発注制度と中国経営請負責任制以外にも、当該期間に実施されたこれら 2 か国の社会主义体制内改革措置の幾つかは、大いなる比較研究の価値を有するものであり、なおかつ、これら諸政策は相互に補完的でもあるから、異なる改革措置間の相関性の解明も、体制内改革の全体像を把握するためには欠かせない。しかし、かかる学術調査は、研究者人生全てをかけて全うされるべき課題であり、現在の鈴木氏にこの遂行を求めるのはいささか酷であろう。今後の研鑽に期待したい。

以上に述べた本論文の内容評価及び審査過程の推移を踏まえ、我々審査員一同は、鈴木氏が、本学経済学博士学位を取得するに足る研究能力を備えているとの判断に達したことを、ここに報告するものである。

平成 26 年 7 月 9 日

論文審査員(五十音順)

岩崎一郎（審査委員長）

江夏由樹

久保庭眞彰

雲和広

佐藤宏